

平成27年度第2回門真市国民健康保険運営協議会 会議録

開催日時 平成 28 年 2 月 17 日 (水) 午後 2 時から

開催場所 門真市役所 2階 大会議室

議題 諮問案件

基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げについて

出席者 公益を代表する委員

平野 泰朗

上田 フサ

春田 清子

中道 茂

保険医又は保険薬剤師を代表する委員

寺西 強

滝川 博嗣

西森 哲史

被保険者を代表する委員

川中 仲文

勝川 喜美子

中道 富佐子

永田 幸夫

欠席者 保険医又は保険薬剤師を代表する委員

西川 覚

市及び事務局出席者 北村副市長
下治保健福祉部長
宮口保健福祉部次長
木本健康保険課長
美馬保険収納課長
東谷健康保険課保険窓口G長
別所健康保険課管理G長
岡本保険収納課滞納整理G長
田中健康保険課係員

会議録

事務局：

それでは定刻となりましたので、只今より、平成27年度第2回門真市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

私は、保健福祉部次長の宮口でございます。どうぞよろしくお願い致します。

本日は本当にお忙しい中にもかかわらず、ご出席賜りましてありがとうございます。最後までご協力頂きますよう、よろしくお願い致します。

まず、審議に入ります前に、当運営協議会委員は平成27年8月1日より新たに委嘱されておりますので、初めに各委員のご紹介をさせていただきます。

まずは公益代表の委員からでございます。

摂南大学経済学部教授 平野委員でございます。

市議会議長の春田委員でございます。

市議会副議長の中道委員でございます。

続きまして、保険医又は保険薬剤師代表委員でございます。

門真市医師会会長 寺西委員でございます。

門真市歯科医師会会長 滝川委員でございます。

門真市薬剤師会会長 西森委員でございます。

続きまして、被保険者代表委員でございます。

川中委員でございます。

勝川委員でございます。

中道委員でございます。

永田委員でございます。

以上で各委員のご紹介を終わらせて頂きます。

つづきまして、本協議会の会長の選出を行いたいと思います。

国民健康保険運営協議会の会長につきましては、国民健康保険法施行令第 5 条の規定におきまして、公益を代表する委員のうちから選挙をすることになっておりますが、どなたかいかがでしょうか。

委員：

私、この会議に出席させて頂いて 10 年になりますが、門真の国保は大変な時代がございまして、徐々に関係各位のご努力がございまして、財政状況も改善の方向に向かっていくと聞いております。今まで、府議の方々が府とのパイプ役になって頂き、一定の役割を果たして頂いたと認識しておりまして、本当に感謝申し上げたいところでございます。

今回は委員の見直しということで、門真市国民健康保険運営協議会は生まれ変わって新しい方向を目指すということですので、学識経験者でいらっしゃる摂南大学の平野委員に、新しい感覚で引っ張って行って頂きたいという気持ちから、会長にご推薦したいと思いますがいかがでしょうか？

事務局：

只今、寺西委員の方から学識経験者でいらっしゃる平野委員をご推薦頂きました。皆様いかがでしょうか？

—— 異議なし ——

事務局：

異議なしとのことですので、会長は平野委員にお願い致します。なお、規定に基づき、会長は会議の議長になって頂きますので、よろしくお願い致します。

平野会長、よろしくお願い致します。

会長：

只今、本協議会の会長を務めることとなりました、平野でございます。

本協議会の各委員の皆さまには、平素より国民健康保険事業の運営に格段のご配慮、ご尽力を賜りまして心から厚くお礼申し上げます。

はじめに、本日の出欠状況について、事務局より、報告をお願い致します。

事務局：

本日欠席の連絡を頂いていますのは、保険医・保険薬剤師代表委員の西川委員の 1 名とお聞きしております。

今現在、上田委員はこちらに向かわれているとお聞きしております。従いまして、本日の出席数は、全委員 12 名中 11 名出席でございます。

以上報告とさせていただきます。

会長：

事務局からの出欠報告により、門真市国民健康保険運営協議会規則第 5 条の規定により、会議が成立いたしておりますので、只今から協議会を開催させていただきます。

会議の進行につきましては、皆さま方のご協力を得まして、円滑に進めて参りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、本日の会議録の署名には、公益を代表する委員のうちから上田委員、及び被保険者を代表する委員のうちから川中委員をお願い致します。

本日は園部市長が他の公務と重なり出席できませんので、北村副市長よりご挨拶を頂いたのち、諮問書を代読して頂きます。

それでは、副市長よろしくお願い致します。

副市長：

ご紹介頂きました北村でございます。協議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日はご多忙の中、またお寒い中にもかかわらず、門真市国民健康保険運営協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

皆様方におかれましては、平素より、国民健康保険事業の運営に対しまして、温かいご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本市の国保財政につきましては、長年、大変厳しい財政運営を強いられてきたところでございます。

そのような中でも、これまで「門真市国民健康保険事業収支改善計画」等に基づき、累積赤字の解消に努めた結果、平成 18 年度の累積赤字額、約 58 億 5 千万円から平成 26 年度では約 21 億 9 千万円まで減少致しました。また、収納率につきましても、以前は

70%台半ばから、現在では90.6%を超え、府内平均を超えるまでに至っております。

しかしながら、依然として多額の累積赤字を抱えていることから、引き続き国保財政の健全化を行うためには、もう一段の努力が必要と考えておりますので、皆様方のより一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

本日、諮問いたします案件は、「基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げについて」の一件でございます。

皆様方には、慎重なご審議を賜りますようお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。

どうぞ、本日はよろしくお願い致します。

挨拶後、諮問書を朗読し会長に手渡す。

会長：

北村副市長におかれましては、ここで退席されます。

どうもありがとうございました。

—— 副市長退席 ——

(諮問書の写しを各委員に配布)

つづきまして、事務局よりメンバー紹介をお願い致します。

事務局：

事務局のメンバー紹介をさせていただきます。

保健福祉部長の下治でございます。

改めまして、保健福祉部次長の宮口でございます。

健康保険課長の木本でございます。

保険収納課長の美馬でございます。

健康保険課 保険窓口グループ長の東谷でございます。

健康保険課 管理グループ長の別所でございます。

保険収納課滞納整理グループ長の岡本でございます。

健康保険課管理グループの田中でございます。

以上でございます。よろしくお願い致します。

会長：

今回、この協議会に初めてご参加される委員様もいらっしゃいますので、門真市国民健康保険を取り巻く状況について、簡単にご説明をお願い致します。

事務局：

それでは、簡単でございますがご説明させていただきます。お手元の配布資料「門真市国民健康保険の状況」をお願い致します。

平成 20 年度から平成 26 年度までの推移を計上させて頂いております。まずは①被保険者数の推移でございますが、平成 20 年度の加入割合につきましては 35.04%、平成 26 年度につきましては 32.09%となっております。府内平均につきましては約 29%ですので、門真市での加入率は府内平均よりも高い割合となっております。

②の国保世帯数の推移についても、同様に減少しているものの、府内平均よりも高い割合となっております。

③療養諸費の推移、これは医療費でございますが、1 人あたりの数値につきましては、平成 20 年度では 27 万 4 千円でしたが、医療技術の高度化等によりまして、平成 26 年度では 34 万 6 千円と上昇しております。

④保険料収納率の推移でございますが、平成 26 年度は 90.67%、府内平均が 89.35%ですので、これも府内平均を上回っている状況でございます。

つづきまして、平成 26 年度 国民健康保険事業特別会計決算について、前年度と比較して説明させていただきます。

まずは、歳出です。歳出合計が前年度と比較しまして、5 億 8,600 万円の減少となっております。主な内容は、保険給付費、所謂、医療費が前年度より 1,000 万円減となっております。これは、被保険者数が前年度より約 1,700 人減少したことによりまして、先程も申しましたとおり、1 人あたりの医療費は約 13,000 円増加しております。

つづきまして、繰上充用金でございます。繰上充用金というのは簡単に申しますと前年度の赤字補填のこととございまして、前年度と比較して 6 億 600 万円減少しました。これらのことにより、合計 5 億 8,600 万円減少したということとでございます。

つづきまして、歳入でございます。歳入につきましては原則歳出に伴いまして算出しますので、前年度と比較しまして 1 億 7,500 万円の減少となっております。その結果、25 年度の実質収支、所謂、累積赤字が 25 億 9,900 万円とございましたが、26 年度の単年度収支が 4 億 1,100 万円ということですので、その差額である 21 億 8,700 万円が 26 年度の累積赤字額となっております。

つづきまして、門真市国民健康保険 累積赤字の推移でございます。平成9年度から26年度までの表を計上しておりますが、累積赤字につきましては、平成10年度から単年度赤字の経営となっております。歳入の確保、歳出の抑制に取り組みまして、また19年度より一般会計からの保健事業特別会計への繰入金を投入したことによりまして、19年度から単年度黒字となりました。そのため、18年度が最大58億5,400万円ありましたが、26年度決算では21億8,700万円まで減少しました。今後も引き続き赤字解消に努めてまいりたいと思っております。

以上が簡単ではありますが、門真市の現状でございます。

つづきまして、国民健康保険全体を取り巻く環境について、ご説明させていただきます。

次の資料をお願い致します。

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の概要」ということでございますが、この法律につきましては、平成27年5月27日に成立致しまして、29日に施行となっております。主な内容につきましては4点ございます。

国民健康保険につきましては、一番上の1.国民健康保険の安定化ということでありまして、具体的な内容につきましては、国保への財政支援の拡充により、財政基盤を強化する、27年度からは1,700億円、29年度以降は毎年約3,400億円を毎年市町村国保に投入するということでございます。

2点目につきましては、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となっていくということです。具体的に説明させていただきます。次の資料「国民健康保険の見直しについて(論議のとりまとめ)〈案〉のポイント」をお願い致します。

公費拡充等による財政基盤の強化ということで、毎年約3,400億円の財政支援の拡充により、財政基盤を強化するというところで、具体的には平成27年度から低所得者対策として保険者支援制度を拡充する、これは1,700億円で、ちなみに門真では約2億円となっております。

更なる国費1,700億円投入するというところで、①自治体の責めによらない要因に対する財政支援の強化ということで、子供の数が多とか、非自発的失業者(リストラ)が多いという市町村については、財政的に支援するということです。

②医療費の適正化に向けた取組みということで、努力を行う自治体については支援を行う「保険者努力支援制度」を創設するということが行われる予定です。

つづきまして、次のページをお願い致します。

2番目、平成30年度から都道府県が当該都道府県内の市町村と共に国保の運営を担うとなっております。

都道府県と致しましては、都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図るということ。

市町村と致しましては、地域住民と身近な関係の中、被保険者の実情を把握した上で、地域におけるきめ細かい事業を行うということとなっております。

また、具体的な内容につきましては、現在、府等で議論を進めているところでございます。

簡単ではございますが、門真市の状況と国保全般を取り巻く環境についての説明は以上でございます。

会長：

ありがとうございました。

それでは、先ほど市長より諮問がありましたので、諮問案件「基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ」について、事務局のほうから趣旨説明をお願い致します。

—— 趣旨説明 ——

(基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げについて)

事務局：

それでは、諮問案件「基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ」につきまして、お配りしております資料に基づいてご説明申し上げます。

昨年の12月に閣議決定されました平成28年度税制改正大綱に、国民健康保険に関連し、賦課限度額の引き上げと国民健康保険料の軽減判定所得の見直しが示されたところであります。

今回の諮問内容は、この2点のうち賦課限度額の引き上げについてであります。

厚生労働省から、低中間所得層の被保険者の保険料負担の軽減を図るため、平成28年度の保険料から、基礎賦課分、後期高齢者支援金分をそれぞれ2万円ずつ合計4万円引き上げ、総額89万円とする見直しを行う旨の通知がありました。

現行の保険料賦課限度額は、基礎賦課分52万円、後期高齢者支援金分17万円、介護納

付金分16万円で、40歳から64歳までを含む世帯の合計で85万円となっております。

厚生労働省は、社会保障制度改革のプログラム法に国民健康保険料の賦課限度額引上げに関しての方針が盛り込まれたことを踏まえつつ、負担感が強いとされる低中間所得層の被保険者の軽減を図ることを目的としております。

次に、お配りしております資料について、ご説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

こちらは限度額を引き上げることによりまして、低中間所得層の被保険者の負担軽減のイメージ図でございます。

国民健康保険料の軽減の見直しにつきましては、今回の諮問内容には含まれておりませんが、軽減判定所得の基準を見直し、2割と5割軽減の対象を拡大するものです。

平成27年度世帯数で算出すると、軽減対象世帯数は101世帯増の6,815世帯(27.8%)と、7割軽減を含めた軽減対象世帯は16,664世帯(68.1%)となる見込みです。

限度額引き上げにつきましては、限度額引き上げによる増額分により低中間所得層の被保険者に配慮した料率の設定が可能となり、結果的に保険料の軽減につながります。

続きまして、資料2の説明でございます。

こちらの表は、賦課限度額を引き上げました場合に、引き上げの影響を受ける世帯構成区分を表したものでございます。

限度額の引き上げに伴う保険料増額分を低中間所得層の被保険者に分配したときのシミュレーションで、料率につきましては本年度の保険料に基づきまして試算したものでございます。

所得500万円、給与収入に換算しますと6,888,000円の3人世帯で、現行保険料よりも3,717円増加し、所得600万円、給与収入に換算しまして800万円の2人世帯以上で、4万円の増加となります。

逆に、低中間所得層の被保険者においては、最大で7,939円保険料が軽減される結果となっております。

なお、平成27年度本算定時の本市の国保加入者25,414世帯であり、そのうち、所得が500万円以上の世帯は667世帯、割合は、2.62%となっております。

次に北河内各市の限度額についての状況を申し上げます。

本市を除く北河内6市におきましては、全市が引き上げを予定しており、政令の賦課限度額に達していない大東市を除く5市が政令どおり4万円引き上げ、総額89万円とする改正を予定しております。

なお、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令につきましては、平成28年1月29日に公布され、施行日が平成28年4月1日となる予定でございます。

以上でございます。

会長：

ありがとうございました。

説明は終わりましたが、何かご意見、ご質問等はございませんか。

委員：

今回の諮問の内容ですが、基礎賦課限度額、後期高齢者支援金等賦課限度額をそれぞれ2万円引き上げということが、主な目的として、低中間所得者の負担軽減に配慮したものであるということですが、表を見せていただくと保険料が下がる世帯が多いと。

現在の収納率もかなりアップしてはいますが、収納率の推移を伺うのが一点と、あと所得層ごとの収納率がどのようになっているのかお聞かせください。

事務局：

本市の国民健康保険料の収納率は、平成16年度の75.10%に対しまして、平成26年度は90.67%であり、この10年間で15.5%上昇しております。今年度につきましても平成28年1月末現在で前年比+0.8%収納率が上がっており、年々上昇傾向にあります。

所得階層別の収納率につきましては、具体的な資料はございませんが、一般的に申し上げますと高所得者ほど高く、低所得者ほど低い傾向にあると考えております。

委員：

今回、保険料が下がる恩恵を受ける低中間所得者層ですが、この層の収納率が低いということをおっしゃっていただきましたので、出来ましたらこの恩恵を受ける世帯の収納率アップの取り組みを今後行って頂きたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

会長：

ありがとうございます。他になにかございますか。

委員：

賦課限度額の引き上げというのはずっとされてきているのですが、門真の所得層を見ますと、やはり低所得者の方が多いのと、結構高所得の方もいらっしゃるという二分化しているような状態があって、このあたりの国保料が結構な負担となっておりまして、低中間所得者層の負担軽減というのも良いのですが、毎年毎年上げることで市民税を納めていただいている方が他市に逃げるということが、国保料だけではなく市民税収入も考えた対策というものが必要になるのではないかと危惧があるのですが、そのあた

りはどのようにお考えか、教えて頂けたらありがたいのですが。

事務局：

委員ご指摘のとおり、賦課限度額については、政令に基づき毎年引き上げているということでございます。他市に転出され市民税収入に影響があるのでは、とのことでありますが、賦課限度額につきましては、大抵の市町村が政令に基づき引き上げているということがございます。今回は政令どおりの引き上げを考えておりますが、出来るだけ市民の方には門真に住んで頂けるような様々な対策を考えていかないとけないと考えております。

会長：

他にご意見、ご質問はございませんか。

—— 意見なし ——

会長：

私の方から質問させていただきます。収納率アップというのは、具体的にどのような形で実現したのでしょうか？

事務局：

収納率向上の取り組みですが、まず平成18年4月の機構改革によりまして、保険料の収納に関する専門組織である保険収納課を設置させて頂きました。それから平成20年11月より滞納支援システムを稼働させまして、情報の一元化、収納業務の効率化を図って参りました。平成21年1月よりコンビニ収納を開始し、納付機会の拡充を図って参りました。平成22年1月よりコールセンターを設置し、コールセンターを活用した納付勧奨を行っております。また、口座振替の推進、マルチペイメントネットワークシステムを導入致しまして、口座振替でご納付して頂くという形で収納率の向上を図って参りました。

会長：

ありがとうございました。

ほかにご意見、ご質問ございませんか。特に異議がある方はおっしゃってください。

—— 意見なし ——

会長：

ご意見がないようでございますので、諮問案件の平成 28 年度の賦課限度額につきましては、事務局より説明があったとおり、基礎賦課限度額 2 万円引き上げの 54 円、後期高齢者支援金等賦課限度額は、2 万円引き上げの 19 万円よろしいでしょうか。

—— 異議なし、との声あり ——

会長：

異議なしという事ですので、市長の諮問のとおり決定しました。

それでは、私の方より、答申書を作成し、後日、市長に答申致します。諮問案件は以上です。

続きまして、その他について、事務局よりなにかございますか？

事務局：

特にございませんが、公益代表の上田委員が遅れてご参加頂いておりますので、ご紹介させていただきます。

会長：

上田委員には会議録の署名をお願い致します。

会長：

委員の皆様から何かご意見、ご発言等ございましたらよろしくお願い致します。

委員：

国保として、疾病予防にも取り組んで頂いていると思いますが、この数年、禁煙対策と申しますか、禁煙外来への援助の成果はいかがですか。

禁煙対策というのは、非常に重要な生活習慣病の改善の要点だと認識しているのですが。

事務局：

禁煙外来につきましては、3 カ年事業と致しまして、平成 24～26 年度の 3 年間、禁煙外来で治療を終了された方に対しまして、費用の半額を助成するという事業を行ってまいりました。医師会の先生方にもご協力頂きまして、また広報、ホームページ等で PR させて頂いたのですが、件数的には非常に少ない結果となっております。

治療のメニューが全て終わった上で助成するという形だったのですが、途中で治療をやめられる方が多く申請件数は少なかったという結果でございます。

委員：

ご承知だと思いますが、この地域の生活習慣病の指標が非常に悪いという特徴がございます。それと、喫煙率が高いのと喫煙開始年齢が低いということがございまして、これは保健所関係の地域職域検討会でもいつも話題になっているようなことでございまして、門真市国保としての市民の生活習慣病の指標の改善というのは、非常に重要な課題になっておると思います。

禁煙外来に来られる人は、それなりのモチベーションをお持ちなので、まだ可能性があるのですが、来られない人の方が問題といえれば問題ですが、今、テレビコマーシャルでもやっていますが、門真市でも2040年の人口の目標値をたてて、しっかりと人口確保をしていこうという様な取り組みもあるようで、こういう禁煙対策も教育の場と協力して、喫煙年齢が下がっていくということもございまして、学校教育を通じて喫煙の啓発、子供を通じての親の禁煙の勧奨とか、そういう風な方面での門真市の国保の事業として、これからの取り組みのひとつとしてご検討頂けたらと思います。

この機会にご提案させていただきます。ご検討の方よろしくお願い致します。

会長：

その点について、よろしくご検討願います。他にございますか。

委員：

去年の1月から改正されている高額療養費制度ですが、窓口で支払う医療費の自己負担額を所得に応じて限度額を抑えるという制度で、今回新たな階層枠が出来たということで、80,100円と35,400円の間新たに57,600円の限度額の層が加わりました。

全国的には約4,060万人が対象者いるのですが、門真市ではどのような階層別の構成になっているのか、一覧があれば教えて頂きたいのですが。

事務局：

高額療養費の対象につきましては、改正後5段階ございまして、住民税非課税世帯につきましては、世帯数12,427世帯、52.5%で、新たに出来ました年収が370万円以下の世帯につきましては8,156世帯で34.45%、年収が370万～770万円の世帯につきましては1,570世帯6.63%、上位所得者である770万円～1,180万円の世帯につきましては197世帯0.83%、1,180万円以上の世帯につきましては1,322世帯5.58%となっております。

委員：

門真の場合は、57,600円の限度額の方が34.45%ですから、今まででしたら80,100円か35,400円でしたから、間に57,600円が出来まして、今回新たにその対象となった方

が 34.45%にあたるということで、制度の改正が門真市におきましてもかなりの対象者が受けられたということで、限度額の負担が下がったという認識でよろしいですか。

あと、周知に関しましても取り組みを行って頂いていると思いますけれど、今後何か新たな周知のお考えはありますでしょうか。

事務局：

周知につきましては、制度改正に伴いまして、広報・ホームページは基より、市民課、健康保険課の前のテレビモニターであるとか、年度更新の保険証のパンフレットの中に入れておりますので、一応全戸配布を行っておりますけれど、今後も引き続き更なる周知を行って参りたいと思っております。

会長：

ありがとうございます。ほかにご質問等ございませんか。

会長：

では次回の運営協議会の開催について、もしわかっていれば早めにアナウンスして頂ければと思います。

事務局：

次回の開催は、平成 28 年度の国民健康保険料について諮問を行うことになると思いますので、5 月の中旬前後にお集まり頂きまして、検討をして頂くということになると思います。よろしくお願い致します。

会長：

ありがとうございました。他に何かございますか。

—— 意見なし ——

会長：

ないようでございますので、以上で本日の会議は、終わらせていただきます。

長時間にわたりまして、慎重なご審議を賜りましてありがとうございました。

皆様には、ご協力を頂きましたことを心から感謝を申し上げます。今後ともよろしくご協力のほどお願い申し上げまして協議会を閉会させて頂きます。

ありがとうございました。

—— 国民健康保険運営協議会・終了 ——

以上の会議録に相違なきことを証するためにここに署名する。

運営協議会会長

平 野 泰 朗 ⑩

公益を代表する委員

上 田 フ サ ⑩

被保険者を代表する委員

川 中 伸 文 ⑩